

3 クレジット会社と利息制限法

金銭消費貸借の貸し出し金利と利息制限法

― 上限金利を超える利息に対する
クレジット会社の対応実例をもとに ―

1 クレジットカード会社の対応

日本女子大学家政学部助教授 細川 幸一

(1) 対応の実例

利息制限法は、金銭消費貸借上の利息の民事ルールとして定められ、利息が以下の利率により計算した金額を超えるときは、その超過分につき無効とする(第一条)。

元本が一〇万円未満の場合
年二割

元本が一〇万円以上一〇〇万円未満の場合
年一割八分

年一割五分

ただし、同条第二項は、「債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかか

持っている。それにもかかわらず、キャッシングサービスを拒否する根拠は何なのか? 同規約にはその根拠となるような文章は見当たらない。

◎ 私は、利息制限法の利息の最高限を超える利率の表示が会員規約等にあるとしても、当然に超過部分は無効であると思っており、御社も、同法律を周知しているのだから、超過部分は、同法第一条二項に該当する場合以外は当然無効であり、それを十分承知の上で会員規約を作成し、消費者に提示しているはずである。法的に認められた当然の権利を行使する一般消費者をその行使を理由に排除する根拠を示していただきたい。

これに対して、同社は以下のような回答をした。
◎ 『会員規約』第三条で、弊社より利用を認められた会員は、『キャッシングサービス』を受けられることができる、と規定している。弊社は、弊社が公表している利率での利息を任意に支払ってもらえることを前提に、『キャッシング

ならず、その返還を請求することはできない」としている。

現在、多くのサラ金ローンやクレジット会社のキャッシングでは、この利息制限法の最高金利を超える金利が提示されている。彼らは、刑事規定である出資法(上限金利二九・二%)に違反していないこと、約款の提示をもって、利息制限法の上限金利を超える部分につき消費者が任意に支払う意思を示していると考えていること、の二

点を理由に利息制限法の上限金利を超える金利が有効であるとみなしてビジネスを行っていると考え

サービス」の利用を認めており、これと異なる条件での『キャッシングサービス』の利用は認めしていない。あなたは、弊社の公表する利率条件での利息の支払いを明確に拒絶しているので、今後新たな『キャッシングサービス』の利用は認めない。

◎ 銀行等、他業界にはより低金利の商品を販売している所があるので、低利での借入を希望ならばそちらを利用してほしい。そして、キャッシングサービスは一方的に停止された。

B社の場合

海外で一万四二七七円(外貨を円換算)をキャッシングしたところ、同社より二七・八%の金利で計算した利息(四五日間分四八九円)での請求書が届く。

これに対して、同社に電話で利息制限法の上限金利を越える利息は任意に支払う意思のないことを伝え、請求金額の減額を要求したが、①刑事規定である出資法に違反していないこと、②約款等で利

られる。

今回、私は、クレジット会社B社のキャッシングサービスを利用したところ、年二七・八%という利息制限法による民事契約上の有効金利をはるかに超える金利で利息が請求されたため、両社と交渉を重ねた。そこでその経過を報告する。

A社の場合

海外で二万八二七二円(外貨を円換算)をキャッシングしたところ、同社より二七・八%の金利で計算した利息(四二日間分九〇四円)での請求書が届く。

これに対して、私は電話で利息制限法の上限金利を越える利息は任意に支払う意思のないので請求の減額を要求した。

私の要求に対して、同社では自動引き落とし日に引き落とし額の変更ができないため、自動引き落とし日の前日に同社規約に記載のある金利(実質年利二七・八%)と利息制限法での上限金利(実質年利二〇・〇%)の差額二五四円

率を示しているとの理由で、請求書どおりに私の口座から引き落としとの通告があった。

そこで、私は、書面で、これは明らかに利息制限法に違反するものであるから、利息制限法を遵守し、自動引き落とし日には、同法の最高限度内の利率で利息を計算し直した金額で引き落としことを求めた。

これに対して、同社より以下の内容の書面が口座の引き落とし日付けで届いた。

◎キャッシングサービスの利息については、出資法に定める上限利率(第五条(高金利の処罰)に定める二九・二%)以内の二七・八%と設定している。指摘のとおり、本利率設定は利息制限法の上

限利率である一八・〇%(筆者注: 本件の場合は元本一〇万円未満であるので、同法の上限金利は二〇・〇%)を超過しているが、同法第一条(利息の最高限)第二項においては、「超過部分を任意に支払ったときは、(中略)その返還を請求することができない」と規定し

(九〇四円一六五〇円)をカード代金支払い口座に入金してきた。ただし、同社の会員規約にある「キャッシングサービス利用代金の支払い方法」及び「マネーサービスの手数料」につき私が承諾していないという理由で、今後のキャッシングサービスの取引を停止するため、キャッシングサービス限度額を「〇万円」にするとの通告があった。

同社がキャッシングサービスを一方的に停止したことに関し、私は同社に書面で以下のように述べた。

◎ 会員規約第三条『キャッシングサービスの利用代金の支払い方法』ならびに『マネーサービスの手数料』について私が承諾していないことを理由にキャッシングサービス限度額を「〇万円」にするとの通告を受けたが、私は利息制限法で無効としている超過分についてのみ払う意思はないと言っているだけで、規約を遵守し、かつ法的に有効な利率で計算した利息についてはすみやかに支払う意思を

している。また、当社は「任意に」支払われる場合を規定している貸金業規制法第四十条(任意に支払った場合のみなし弁済)に則った業務を行っている。

◎キャッシングサービスについては、カード入会時にあらかじめ利用の契約をする包括型の契約となっており、利率や支払い方法等契約の内容については、カード入会契約時およびカード発行時に案内している。すなわち、キャッシングサービスは、利用にあたり事前にその契約内容に消費者が承認しているものとして、提供しているサービスである。

そして、四八九円については、口座引き落とし額の変更が時間的にできなかったとの理由で、自動引き落とし日の前日に同社より同額の振込みがあった。しかしながら、翌月、すなわち、この回答を私が手にした後、再度利息の金額突増を引き落としと同書面で通知された。

すなわち、同社では、四八九円の利息について利息制限法の限度額

とそれを超える利息という論議を避け、とりあえず、全利息の引き落としを停止、私への文書の提出後、それを再度引き落とすと通知してきたこととなる。

この通知に対して、私は、再度、利息制限法で定める最高限を超える金利により計算した利息については無効であるため、任意にそれを支払う意思はないことを通知し、あわせて、それにもかかわらず引き落としを強行した場合は、財産権の不当な侵害と考えることを通知した。

これに対して、再度同社から書面で以下の通知があった。

◎ キャッシングサービスは、カードの契約にあたり、利率や支払い方法等について承認を得た上で利用してもらおうサービスであるが、私が事前にそれを理解していなかったものと思われるから、特別な対応として四八九円は請求しない。
◎ しかし、四八九円については請求権を放棄したのではなく、私の理解を得た段階で改めて請求する。

さらに、融資サービスについての冊子及び「キャッシングサービス/カード・ローン解約届」が送付され、同社規定の利息の支払い意思がない場合は、融資枠を解除するので、同届を提出するように求められた。また、以下の通知もあった。

◎ 解約届の提出がなく、今後、「キャッシングサービス」を私が利用した場合は、サービス内容を私が承諾したものとみなし、規定どおりの利息を請求するとともに、今回の利息欠九円も改めて請求する。

同通知に対して、私は書面で、以下のように通知した。

◎ 私は、特別な対応を求めているのではない。私は利息制限法で無効としている超過分についてのみ支払う意思はないと言っているだけで、当然、民事契約上有効な利率で計算した利息についてはお支払いする意思を持っている。ここに利息制限法で定められている上限金利による利息三五二円を送付する。

◎ 利息制限法の利息の最高限を超える利率の表示が会員規約等にありとしても、超過部分は、同法第2条項に該当する場合以外は当然無効であると考えられる。従って、私は同サービスの解約届を出す意思はない。また、今後利用する場合にも、超過分を任意に支払う意思はないことを予めここに通知する。

私はこの文書とともに利息制限法上の有効金利で計算した利息三五二円を現金書留で同社社長に送付した。

(2) 小 括
A社では、利息制限法の上限金利を越える金利での利息の返還には応じたが、その後のキャッシングサービスの利用を一時的に停止し、約款で示した金利以外の条件での契約は認めず、約款に承諾できない消費者は他社に行けとの態度である。

B社は最後まで、利制限法上の有効利息と無効利息という議論を避け、私が約款を理解していなかったとの理由で、利息すべての請求

2 クレジット会社の

対応の問題点

弁護士・一橋大学法学部非常勤講師

齋藤 雅弘

(1) 事前合意とみなし弁済

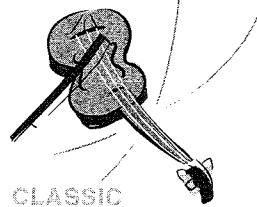
本件におけるクレジット会社の主張は、クレジットカードの会員規約に規定している利率の利息を任意に支払うことを条件にキャッシングサービスを提供することになつているのであるから、その約定利息を任意に支払わない会員に対しては、爾後は貸付を行わないというものである。このようなクレジット会社の主張では、次の二つのことが問題となつている。一つは、法律上請求できない債務を履行しない相手には会員規約に基づく金銭の貸付を行わないということの法的評価であり、もう一つは、このような主張を貫くことによつて利息制限法や貸金業法四三条のみならず営業活動の当否の問題である。言い換えれば、法令に違反するような営業活動は行つてはならないというコンプライアンスの問題である。

利息制限法超過の利息を支払わない会員には、キャッシングをさせないという主張を正面から貫こうとするクレジット会社には、利息制限法や貸金業法を遵守しようという意識が欠如していると言わざるを得ない。クレジット会社にしてみれば、会員規約にこう規定しておけば、ほとんどすべてのカード会員は黙つて利息制限法超過利息を支払つてくるものなので、利息制限法超過利息の請求をするとは何ら問題ではないという意識がある。

なし弁済規定も強行規定である。したがつて、同条に定める要件を合意をもって緩和することは許されない。また、貸金業法四三条は、債務者が利息を任意に「支払った」場合の例外を定めるものであり、任意性の要件は利息の支払いの時点で存在していなければならない。また、その時点における態様によつて任意性の有無を判断すべきものである。したがつて、将来「支払う」場合を想定して、予め任意性についての合意しておくことは同条の趣旨に反し、許されない。さらに貸金業法四三条のみならず弁済規定の適用が認められるためには、「任意性」以外の要件（受取証の交付等）が必要であることには変わりはなく、これらの要件の具備について事前合意（つまり受取書を受領しなくてもみなし弁済を有効とする合意）は無効であり、許されない。つまり、貸金業法四三条はあくまでも債務者が利息の弁済をするその時点で同条の定める要件を具備しているかどうかで判断されるのである。

根拠にして将来の弁済時点の違法性を予め排除しておくことはできず、個々の弁済の時点でみなし弁済の要件の有無の判断を経て初めて利息制限法を超える利息の弁済が有効か無効かが判断されるのであるから、そこに至るまでは利息制限法の規定する利率を超過する利息を支払わせる約定は無効である。クレジット会社としては、約定金利が利息制限法を超過している場合には、違法な金利をカード会員が支払うことを当然に前提にした弁済の仕組み（口座振替）を採用することは許されない。利息制限法の限度での支払をしようとする会員に対し、それが可能な支払方法（口座振替）を用意していないことは、法令の遵守という観点からみれば極めて重大な問題である。もし、クレジット会社が利息制限法超過利息の引き落としを強行した場合には、当然、悪意の不当利得者として引落時から法定利息を附して返還する義務がある。

をとりあえず停止し、もし、再度私がキャッシングサービスを利用した場合は、再度請求し、あわせて新たなキャッシングについても利息制限法の上限金利を越える同社の約款で示した金利で請求すると通知してきた。



利息の支払いを拒絶した会員については、会員規約で定められているキャッシングサービスの利用を拒絶する扱いとしている。A社とB社では、多少、この点の対応が異なっている。前者は、キャッシング枠を○にすることでキャッシングを拒絶し、後者は会員が再度キャッシング利用をした場合には、利息制限法超過分も含めて利息を引落によって弁済させるという扱いであるが、いずれにしても会員の不利益をもって利息制限法超過利息の支払を強要しようとしている姿勢には変わりない。

このようなクレジット会社の対応は、カード会員との間の会員規約の内容をカード会社の都合で一方的に変更するものであり、カード会員としての有効期限内に、カード会員の同意なくこのような変更が認められる根拠はなく、無効である。

また、仮に、利息制限法超過利息の支払を拒絶したカード会員には、爾後はキャッシングを利用させないこととするという規約が置かれていたとしても、それ自体、

消費者契約法一〇条で無効である。なぜなら、利息制限法超過利息の支払義務はないのであるし、貸金業法四三条のみなし弁済規定についても事前合意は無効である以上は、違法あるいは無効な行為を相手方に行わしめようとして、これを相手方が拒絶したことをもって契約条項を不利益に変更することは信義則に反し、消費者の権利を制限することになるからである。また、自らが違法な行為を行おうとしたことをクレジットカード会員が拒絶したことを理由に、他のカード会員と異なる扱いをするのは、平等原則に反することであるので、この点からも無効と言っべきである。

なお、クレジット会社は、キャッシングは金銭の貸し付けであるから、個別の貸付毎に金銭消費貸借契約が締結されることになり、その都度、どのような会員にどのような貸付をするのかしないのかはカードの会社の自由であり、利息制限法超過利息の支払を拒絶している会員に貸付を行わなかったとしても、契約自由の範囲であって

問題がないという反論をするかもしれない。確かに、販売信用における個品割賦のように、クレジット会社が個別に金銭貸付を行う場合には、そのような議論も分らないではないが、クレジット会員に対するキャッシングの場合には、会員規約で定められた融資枠の範囲内であれば、貸与されたカードをATM等において提示することにより、その都度、カード会員の信用性について審査することなく、融資を受けられるのであって、カード会員はこのような意味で貸付を請求できる権利を有している。逆に言えば、カード会社は「貸す債務」を負っていると考えられる。その意味では、カード会員のキャッシングは権利であり、これを一方的に制限する契約条項は消費者契約法一〇条に違反し、無効というべきであろう。

(3) クレジット会社の対応の是正の方策
今回のケースは、かなり意識の高い消費者が、相当の時間と労力及び費用を掛けて、クレジット会社側と対峙しなければ、クレジット

3 利息制限法違反の利息約定の効力

京都産業大学大学院法務研究科教授

坂東俊矢

(1) 高金利の法規制と利息制限法の意義
利息制限法一条は、元本額に対応して制限金利を定め、その利率を超える部分を無効と規定する。制限金利は、元本が一〇万円未満だと年二〇%、一〇万円以上一〇〇万円未満であれば年一八%、一〇〇万円以上では年一五%である(利息制限法一条一項)。「無効」という意味は、当事者でそれに反する合意をしたとしても、それには法的な効力はないということである。いわゆる「サラ金業者」は、現在、貸金業法二三条に関する金融庁事務ガイドライン(いわゆる「過剰貸付」の判断基準)の融資限度額である五〇万円を貸し付けるに際して、二〇%の金利を約定しているが、その利息制限法制限利率を超える部分は「無効」であって、もちろん返済の必要はな

い。約款に記載がなされていることをもって、無効な金利についての合意がなされた、あるいは任意弁済の前提となる意思表示がなされたとするのは、私には考えられない解釈である。

また、法による高金利規制は少々ややこしいのも事実である。

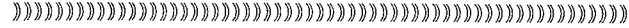
まずは、利息制限法の制限金利といわゆる出資法の刑罰金利の関係がある。出資法は、年利二九・二%を超える金利を刑罰付きで禁止する。言わば、高金利を規制する刑事特別法である。利息制限法は、制限金利(一五〜二〇%)を超える金利部分を無効とするのであって、これはあくまで当事者間の問題である。言わば、高金利を制限する民事特別法なのである。その結果、利息制限法の制限金利を超えてはいるが、出資法の刑罰金利よりは低いという「グレーゾー

ン(無効だけだと刑罰は科せられない)があり、多くの貸金業者がこの間の金利で貸付を行っている。もっとも忘れてはならないことは、利息制限法制限金利を超える金利部分は「無効」なのであって、刑罰が科せられるか否かにかかわらず、その部分の返済義務はないことである。

次に、利息制限法の規定にも不思議な条項がある。利息制限法一条二項は、「制限金利を任意に支払ったときには、一項の規定にかかわらず(無効であるにもかかわらず)、その返還を請求することができる」と規定する。無効な金利を返済した場合、それは法律上正当な権限なく受け取った金銭であるのだから、本来であれば「不当利得」であり、弁済者はその返還を請求できるのが筋である。ところが、この条項はそれを正面から否定するかのようでもある。この点については、昭和三九年以降の最高裁判例(最判昭和三九・一一・一八民集一八卷一八六八頁、最判昭和四三・一一・一三民集二二卷二二六頁、最判昭和四四・一一・二五民集三三卷二二二七頁)

で結論が出されている。これらの判例で最高裁は、「元本完済前の超過払い分(制限金利を超えて支払った分)は元本充当と言って、元本を返済したこととする」「元本充当の結果、債務がなくなった以降の超過払いは、非債弁済あるいは不当利得であって返還請求が認められる」と判示しているのである。つまりは、利息制限法一条二項は、元本が残っている段階での「返還請求」を制限したに過ぎないのであり、その解釈は妥当である。超過支払い分を元本充当した結果、債務がなくなった場合に、債務の存在を前提とする利息制限法が適用されず、不当利得という民法の問題になることは至極当然のことである。

最後の問題が、貸金業法四三条との関係である。この規定は、昭和五八年に貸金業法が制定される際に、行政への登録制度や事業者への契約書面の交付義務などといった規制強化と引き替えに導入された経緯がある。同条は、「利息制限法制限金利を超える金利を債務者が任意に返済した場合には、その弁済は有効な利息の債務の弁済



とみなす」と規定する。無効な金利が有効に変わるといふ「コペルニクスの理屈」を私は未だに理解できないが、ともかく「有効な債務の弁済」とされたことで、先の最高裁判例法理が空洞化する恐れが出てきた。もともと、四三条が適用されるためには、詳細な条件がある。貸金業法が債務者の交付することを義務づけている書面、とりわけ一七条の契約書面に加えて一八条の受取証書の交付がなされていることが前提になる。また、四三条の「任意」性の認定についても議論が残されており、利息制限法に反する金利であることを認識した上での弁済であることが必要か否かについては、両論あり、結論が明確になつたわけではない。

以上の整理から明らかになように、利息制限法あるいはその制限金利は、例外的に貸金業法四三条が適用される場合を除いて、民事ルールとしての意義を持ち続けている。今回のケースのように、弁済前に利息制限法所定の金利内での弁済を申し出た場合に、それを拒否する法的な根拠はあり得ない。ましてや、当初の書面に一方的に書き

込まれた金利が、それだけを根拠として、利息制限法に反するにもかかわらず、有効とされることはあり得ないことである。

(2) 利息制限法「撤廃論」とクレジット契約

一九八六年、金融法学会で「消費者金融における金利規制のあり方―利息制限法についての立法論的検討」と題するシンポジウムが開催されている。その報告者である竹内昭夫教授は「利息制限法の制限金利では、貸金業の合理的経営は望み得ない」として、出資法の刑罰金利(当時は四〇・〇〇四%)の引き下げや取立行為規制の強化を前提に、利息制限法の撤廃を提案された。これには、司会役の加藤一郎教授が賛同され、発言者でも、倉田卓治公証人、曾野和明教授、吉原省三弁護士というそうそうたるメンバーが賛意を表された。その根拠は、竹内教授の消費者金融業者の営業保護的観点に加え、利息制限法の金利制限方法が固定的で、時々の経済状況を反映できないものであるとの主張であった。確かに、現在のような低金利時代に、一五%までの金利が

有効とされる利息制限法の規定方法は固定的に過ぎるかもしれない。利息制限法に弱者保護として意義を認める者からも同様の趣旨の提案もなされている。しかし、それは利息制限法の撤廃という問題ではなく、利息制限法による制限金利の立法方法の問題である。

ところが、このシンポジウムでの竹内説あるいは加藤説は、その後、「貸金業法四三条の立法によって利息制限法の適用が排除される」と理解されるところとなる。竹内教授は「貸金業について利息制限法の適用を除外するのが妥当と考える。その消極的理由は、最高裁判例を維持する説ではもちろん、貸金業法四三条のような考え方で、貸金業の合理的経営はできない……(以下略)」と主張されている。この主張に、個人的には賛同できないが、要は竹内説は立法論としての利息制限法撤廃論であつて、貸金業法の制定によって利息制限法が適用されないと主張されているわけではない。こうした主張が、意図的かあるいは誤解によるものかは別として、その後の貸金業者やクレジット会社の利息制

限法軽視につながつたとすれば、それはこの機会に全面的に改められなければならない。消費者政策は今、コンプライアンスを重視するとともに、その対象として「民事ルールの遵守」が重要とされる時代であることがその理由である。そして、何よりも利息制限法は今でも現行法として、自己破産者一五万人時代の弱者救済法としての意義を有し続けているのである。

なお、誤解が生じないためになお付け加えるが、学界の通説は「貸金業法四三条によって利息制限法の適用が排除されることはあり得ない」と考えている。以上を考慮するまでもなく「利息制限法で認められた利息を支払う。無効な部分の利息は支払わない」とする細川氏の主張は正当であつて、何も問題はない。利息制限法という金利に関する民事ルールに基づいた正当な権利行使であつて、それを理由として細川氏が不利益を被るとすれば、それは正当な権利行使を阻害する不当な対応以外の何ものでもない。